

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新について

現在、お持ちの保険証（クリーム色）の有効期限は、7月31日までです。
 新しい保険証（薄青色）を、7月中に簡易書留で郵送しますので、8月1日からは新しい保険証をお使いください。新しい保険証に記載してある自己負担割合は、令和6年度の住民税課税標準額をもとに判定しています。
 なお、現在お持ちの保険証（クリーム色）は、8月1日以降に裁断するなどご自身で確実に破棄してください。



自己負担割合	要件
3割	同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が145万円以上の方がいる世帯の加入者
2割	同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が28万円以上の方がいて、「年金収入+その他合計所得」が200万円以上（世帯に2人以上の被保険者がいる場合は合計額が320万円以上）の方（自己負担割合が3割の方を除く。）
1割	上記条件に該当しない世帯の加入者

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」および「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新について

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（クリーム色）・「限度額適用認定証」（桃色）の有効期限は、7月31日までです。新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（薄青色）または、「限度額適用認定証」（桃色）を7月中に保険証に同封して簡易書留で郵送しますので、8月1日からご使用ください。

問合せ 健康ほけん課 ☎ 72-1925

入院時の食事療養費（食事代）にかかる負担額変更のお知らせ

6月1日から、入院時の食事療養費（食事代）の自己負担額が変わります。
 変更内容については以下のとおりです。



区分	5月31日以前			6月1日以降		
	食費			食費		
住民税課税世帯 （下記以外の人）	460円 （一部260円の場合があります）			490円 （一部280円の場合があります）		
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去 12か月で	90日まで の入院	210円	過去 12か月で	90日まで の入院	230円
		90日を超 える入院※	160円		90日を超 える入院※	180円
低所得者Ⅰ	100円			110円		

※住民税非課税世帯及び低所得者Ⅱに該当し、過去12か月で入院日数が90日を超える場合は、長期入院該当申請を行うことにより食事療養費の減額が受けられます。

※加入されている医療保険（国保・後期高齢者・社保など）の別にかかわらず、この変更が適用されます。

問合せ 健康ほけん課 ☎ 72-1925